

自序

一、支那を支配するものは何でないか。

二、支那を支配するものは何であるか。

この二つの題目を、日本及び日本人に捧ぐ。

人文地理學的に、また地人相關の原理からいへば、自然界のあらゆる現象は、沈黙の雄辯をもつて、人間と其國家、社會を支配し、かつ人間と其國家、社會に影響するのであるが、今は他の角度に觀點を置いて、この二つの題目を考へて見たい。

支那を支配するものは何でないか。は、明々白々の存在である。すなはち支那の有つ曠大なその地域でない。偉大なる揚子江と黄河と萬里の長城でない。消費する年額三十億圓の阿片でない。無盡藏なる農、礦、鎮の原始產業でない。巧妙なる手

自 軽、重の工業でない。不可知の謎でない。幽幻怪奇のマンモスでない。半身不隨の
序 豚でない。南京虫と麻雀と陶器でない。軍閥の癌でない。完全なる殖民地でない。
列國の對支投資でない。將又、統一された國家でもない。

支那を支那するものは何であるか。その第一は、大江や黄河や長城の如く、深く、廣く、素朴なものである。即ち、聖の孔子、賢の孟子、哲の老、莊、智の孔明、仁愛の墨子、文の司馬遷、軍の孫子、法の韓非子、雄の鬪羽である。

その他、二流三流の聖雄、賢雄、哲雄、智雄、仁雄、文雄等を見出しえるのであるが『人生短く、術長し。VITA BREVIS, ARS LONGA.』とするならば、我々はまづ其國が産める第一流の人物に會ふて見る必要がある。いかなる型の人間性、いかなる種類の男と女、いはばそれらの人間の魂に接することである。なぜなれば、その國を支配するものは、それら第一流の人々であるからである。

支那を支配するものは何であるか。その第二は、德治主義であり、天下主義であ

り、獨特なる觀念的世界主義であり、自尊主義であり、莫名其妙主義である。

故に、隋や唐以來、西域から天山山脈を経た『絹の道』の文化、海陸兩道を経たインド文化すなはち學術、醫術、宗教、音樂、武器等や、その他の胡、狄、蠻から來たところの風俗、慣習等や、または清朝時代の西洋文明と西洋文化即ち數學、物理化學、天文、醫藥、建築、印刷、音樂等が、支那固有の文化その思想その學問その制度等を、本質的に變更し得なかつた。換骨胎もしなかつた。支那は實に悠久なる江、河の流れの如く、諸外國の文化に支配されず、支那自體の悠久を誇る、その自國の文化に支配されてゐるのである。

我々は、支那を見る場合、端的に、まづ支那の本質文化と支那自體の深さと廣さと素朴さと、それよりほどばしるところの勘の強さとを把握しなければならない。これがまた、ただちに支那を支配するものであるからである。

自 支那を支配するものは何であるか。その第三は、中國國民黨である。また中國共
序 比較黨である。否この兩黨中に於て動くところの要人たちである。

自 故に黙々として働く四億の民は、ただ生きるために働くのである。一般的政治序 の如き、それは要人の仕事であつて、彼と是との關係は、根本的に基本的に相異してゐるてふ觀方も成立し得るであらう。

一方、支那及び支那人の性格が、共産黨の思想と其生活に、果して水素と酸素の關係を保ち得るや否やは別として、社會病理學的な存在に、中國共產黨があり、他方、中國國民黨の發生とその發達は、漢民族を、基本的な二階級の眠りより覺醒せしめ、かつ民族、民權、民生の所謂三民主義國家を念願し、支那を支配せんとして、三民主義國家を樹立すべく産みの苦しみを續けてゐる。

かくて、支那を支配するものの中心は、中國國民黨であり、孫文の思想體系を基調とする三民主義であるといひ得るのである。

故に、中國國民黨と三民主義との關係は、共立不可分の關係にあり、三民主義そのものの内容は、莫名其妙なものであり、支那的なものであるが、これが實現は、ただちに支那の革命成功を意味する。支那革命の成功課程を支配する中國々民黨の

主義、政策の第一階段は軍政時代であり、第二階段は訓政時代であり、第三階段は憲政時代である。

昭和十六年十二月二十日

在天津、東亞實業同志會 佐藤俊三 議

抗日共同戦線は完成された。

これよりのち、排日、侮日事件、日本人修殺、虐殺、暴行、侮辱等が、各地に續出した。

かくて、七月七日夜、北京郊外蘆溝橋附近に於ける支那軍の不法射撃に端を發して、支那事變が惹起する。

支那を支配するもの

目次

題字	海軍中將 小林省三郎
自序	
本書の解題	
跋文	東亞實業同志會 枡井雅生
第一章	中國國民黨第三次全國代表大會（民國十八年＝昭和四年）
第一節	全國大會の歴的回顧
第二節	第三次大會記事
第三節	大會宣言

目 次	第四節 訓政時代の指導原理	七四
	第五節 訓政綱領	七九
	第六節 地方自治の方略	八四
	第七節 立國策としての教育	八八
	第八節 軍事の整理	九三
	第九節 外交政策	九五
	第十節 政治報告	九九
	第十一節 黨務問題	一〇八
	第十二節 物質建設	一一〇
	第十三節 滅遺進行程序大綱	一一三
第二章	訓政建設教書(民國十八年)	一五六
第三章	四中全會(民國十九年・昭和五年)	一四八
第十四節	全會記事	一四八
第十五節	胡漢民の演説	一五三
第十六節	全會記事	一六四
第十七節	蔣介石の訓辭	一八三
第十八節	政治刷新案	一九一
第十九節	全會宣言	二〇九
第二十節	國民黨員に対する訓令	二二七
第四章	國民會議(民國二十年・昭和六年)	二三三
第廿一節	豫備會議	二三三
第廿二節	本會議	二三三
	訓政時期約法全文	二三三
第廿三節	審查委員會報告(其一)	二七四
第廿四節	審查委員會報告(其二)	二八七
第廿五節	審查委員會報告(其三)	二九〇
第廿六節	國民會議宣言	二九二
第廿七節	訓政公布	二九三

第五章	中國國民黨第四次全國代表大會（民國二十年＝昭和六年）	三六
第十八節	會議の經過	三六
第十九節	上海平和會議	三〇
第二十節	大會宣言	三〇
第二十一節	政治の重要決議	三九
第六章	第四期二中全會（民國二十一年＝昭和七年）	三一
第二十二節	會議、議事、宣言	三一
第七章	中國國民黨第五次全國代表大會（民國二十四年＝昭和十年）	三一
第二十三節	統一政府後の業績	三一
第二十四節	歐米人に告ぐ	三五
第二十五節	五次二中全會	四二
第二十六節	第五次全國代表大會	四三
第二十七節	憲法制定國民大會	四〇
第二十八節	憲法草案全文	四一
第八章	西 安 事 變（民國二十五年＝昭和十一年）	四二
第二十九節	西安事變の發生とその經過	四三